

第十三回 参議院運輸委員会會議録第十八号

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)午後四時十二分開会

出席者は左の通り。

委員 山縣 勝見君

理事 岡田 信次君

委員 小泉 秀吉君

委員 仁田 竹一君

委員 一松 政二君

委員 高木 正夫君

委員 片岡 文重君

委員 前之園喜一郎君

政府委員 運輸省自動車局整備部長 中村 俊夫君

運輸省自動車局海上保安庁海務検査部長 松平 直一君

事務局側 常任委員 古谷 善亮君

会専門員

委員 山縣勝見君) それでは只今

委員 山縣勝見君) それでは只今

委員 山縣勝見君) それでは只今

委員 山縣勝見君) それでは只今

より委員会を開会いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案を議題といたします。質疑のありのたは御質疑を願います。

○一松政二君 法案それ自体が非常に簡単でもございますし、一応皆さんも審議を尽くされたと思えますから、質疑を終了して直ちに討論に入ることの動議を提出いたします。

○委員 山縣勝見君) 只今一松君から質疑を終了して直ちに討論に入ることの動議が出ましたが、御異議ございませんか。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思えます。

のと決定いたしました。

なお本院規則第百四条による本会議における委員長の口頭報告の内容等爾後の手続に關しましては慣例によつて委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。よつてさうに取計らいます。なお慣例によつて本案を可とされたくたんの御署名を願います。

多数意見者署名 岡田 信次 小泉 秀吉 仁田 竹一 一松 政二 高木 正夫 片岡 文重 前之園喜一郎

○委員 山縣勝見君) 次に、日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律案を議題といたします。御質疑のありのたは御質疑を願います。

○一松政二君 前回の委員会で大体質疑を終つておるように思ひますが、なお一点、まあ当然わかつておることかと思ひますが、例の三万台というやつは、この六カ月の猶予期間に均霑するのですか、どうですか。それを一つ説明を承つておきたい。

○政府委員(中村俊夫君) いわゆる三万台の車は、すでに道路運送法、道路運送車両法の適用を完全に受けております。今回提出いたしました法案とは

関係がございません。

○一松政二君 この法案と直接の関係がないというお話でございますが、そうすると、あの三万台によつて特別な取扱ひを受けておるものの処理はどうされるつもりですか。

○政府委員(中村俊夫君) 特別な取扱ひと申しますと、多分この売買の制限のことだろうとお察しいたしますが、さうでございますか。

○一松政二君 売買の制限でなしに、何か税法上その他、つまり従前輸入されてそのままの取扱ひになつておるのがあるのじやないですか。

○政府委員(中村俊夫君) いわゆる三万台というものの車、九千両のうちで輸入の関税と物品税を払つていない車はたしかにございます。その適用は税金の問題でございます。道路運送法等と直接関係がございませんので、明確に私から御返事できかねるのでございませぬか……。ちよつと速記をとめて頂きたい。

○委員 山縣勝見君) 速記をとめて……。

○委員 山縣勝見君) 速記を始めて……。

○委員 山縣勝見君) 速記を始めて……。

○委員 山縣勝見君) 速記を始めて……。

○委員 山縣勝見君) 速記を始めて……。

○政府委員(中村俊夫君) 今回この法律の適用を受けることに相成りまする外国人の私有車は一万八千四百二十五両です。これは三月十五日の調べでございますが、その後の移動は当然あると思ひますが、これに基きまする収入がどのくらいになるかという概算で計算したものがございませぬ。道路運送車両法関係の手数料収入を概算いたしました。約九百三十一万円でございます。それから燃料の消費に伴いますガソリン税の収入、これは燃料消費が推定でございますから、正確とも申上げられませんが、大体間違ひのないところは約十一億でございます。それから府県税でありますところの自動車税の収入、これが約二億六千万円に上ると思ひます。

○委員 山縣勝見君) 他に御質疑ございませんか……。別に御発言もないようでありますから、これより討論に入ること御異議ございませんか。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。それで討論に入ります。御意見のありのたは賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○一松政二君 私は討論を省略して直ちに採決に入られんこと御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 只今一松委員より、討論を省略して直ちに採決に入ることの動議が述べられました。御異議ございませんか。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

○委員 山縣勝見君) 御異議ないと思ひます。

一、木船運送法案(案)(予備審査のための付託は四月十七日)

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。それではこれより直ちに本法案の採決に入ります。本法案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山縣勝見君) 全会一致であります。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお委員長の口頭報告の内容その他爾後の手続等につきましては、慣例によりまして委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。なお例によりまして御賛成のかたの御署名を願います。

多数意見者署名

- 岡田 信次 小泉 秀吉
- 仁田 竹一 一松 政二
- 高木 正夫 片岡 文重
- 前之園 喜一郎

○委員長(山縣勝見君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後四時二十五分散会

四月二十五日本委員会に左の事件を付託された

- 一、日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案(予備審査のための付託は四月二十一日)
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案(予備審査のための付託は四月二十一日)